

## 動物用医薬品等の種類、範囲について

## ○動物用医薬品等について

「動物用医薬品」とは、

- ① 日本薬局方に収められているもの
- ② 人又は動物の疾病の診断、治療又は予防に使用されることが目的とされている物で器具器械(歯科材料、医療用品及び衛生用品を含む。)でないもの(医薬部外品を除く。)
- ③ 人又は動物の身体の構造又は機能に影響を及ぼすことが目的とされている物であつて、器具器械でないもの(医薬部外品及び化粧品を除く。)

で、専ら動物のために使用されることが目的とされているものとされる。

主なものとして、別紙のようなものがある。

## ○対象動物等について

動物用医薬品等の対象動物等には、以下のようなものが挙げられる。

- ・ 産業動物鳥類及び水産動物を除く  
牛、馬、豚、緬羊、山羊、シク、みつばち、蚕、その他の産業動物
- ・ 産業動物以外の動物鳥類及び水産動物を除く  
犬、猫、その他
- ・ 鳥 類  
鶏、うずら、その他の食用に供する鳥類など
- ・ 水 産 動 物  
ぶり、まだい、こい、うなぎ、にじます、あゆ、ぎんざけ、まあじ、テラピア、ひらめ、くるまえび、その他の食用に供する水産動物など
- ・ 衛 生 害 虫  
ゴキブリ、ノミ、ハエ、ダニ、ネズミ、蚊など
- ・ その他  
殺菌消毒、消臭剤においては、畜舎、器具機材が対象となる場合もある。

別紙

動物用医薬品の種類、範囲

分類	薬効別	薬物(例)	
動物用医薬品及び動物用医薬部外品	神経系用薬	全身麻酔剤	イソフルラン、塩酸ケタミン、オイゲノールなど
		催眠鎮静剤	ペントバルビタールNa、塩酸キシラジン、プロピオニルプロマジン、アザペロンなど
		解熱鎮痛消炎剤	アスピリンアルミニウム、サリチル酸Na、ケトプロフェン、フルニキシンメグルミン、カルプロフェンなど
		局所麻酔剤	塩酸プロカイン
		自律神経剤	メチル硫酸ネオスチグミン、塩化ベタネコール、塩酸ベンゼチミド、臭化フリファイニウムなど
	循環器官、呼吸器官及び泌尿器系用薬	強心剤	安息香酸Naカフェイン、オキシカンファー、生薬(牛黄など)、塩酸ヘナセブリンなど
		利尿剤	ウラジロカシエキス、フロセミド、塩化アンモニウム・炭酸カルシウム
		鎮咳去痰剤	塩酸メチルエフェドリン、マレイン酸クロルフェニラミン、塩酸パペリンなど
	消化器用薬	健胃消化剤及び制酸剤	テトラセ・シアスターゼ、パンラーゼ、トurl酵母、ゲンチアナ末、塩酸ベタインなど
		整腸剤	次硝酸ビスマス、シリコン樹脂、タンニン酸ベルベリンなど
		下剤	流動パラフィン、グリセリンなど
		利胆剤	ウルソデオキシコール酸
	繁殖用薬	ホルモン製剤	プロゲステロン、酢酸クロマジノン、クロプロステノールナトリウムなど
		子宮収縮剤	硫酸スパルテイン、オキシトシン、カルベトシンなど
		子宮腔内殺菌剤	ホピドンヨード
		乳房炎用剤	グルコン酸クロルヘキシジン
	外用剤	外用殺菌消毒剤	ヨウ素、メチレンブルー、フェノール、アクリノールなど
		鎮痛、鎮痒、収れん、消炎剤	d-メントール、サリチル酸メチル、酢酸プレドニゾロン、塩酸ジフェンヒドラミンなど
		寄生性皮膚疾患用剤	硫黄、アクリノール、アレスリン、過酸化水素など
		皮膚軟化剤	コロジオン
		浴剤及び皮膚洗淨剤	二硫化セレン、イソプロピルメチルフェノール、塩化ステアリルトリメチルアンモニウムなど
		嫌忌剤	クレオソート
		皮膚保護剤	モクタル、パルミチン酸レチノールなど
	代謝性用薬	ホルモン製剤	デキサメタゾン、プレドニゾロン、サイロキシンなど
		ビタミン類	ビタミンA、ビタミンD、ビタミンEなど
無機質製剤		デキストラン鉄、ヨウ化カリウム、ホログルコン酸カルシウムなど	
糖類剤及び血液代用剤		ブドウ糖、果糖、塩化ナトリウム、キシトールなど	
止血剤		硫酸第2鉄、トナキサム酸など	
肝臓疾患用剤及び解毒剤		球形吸着炭、タウリン、グルタチオン、チオプロニンなど	
アレルギー用剤		塩酸ヒリトキシジン、マレイン酸クロルフェニラミンなど	
病原微生物及び内寄生虫用薬(生物学的製剤、消毒剤を除く)	その他	多硫酸グリコサミグリカン、亜セレン酸ナトリウムなど	
	サルファ剤	スルファジアジン、スルファジメキシム、スルファモノメキシムなど	
	合成抗菌剤	メシル酸ダノフロキサシン、オキシリシン酸など	
	抗原虫剤	スルファモイルダブゾン、ピリメタシン、グリカルピラミドなど	
	内寄生虫駆除剤	ピペラジン、イベルメクチン、キモンテクチン、トリクラベンダゾールなど	
生物学的製剤	抗生物質製剤	ストレプトマイシン、ペンシジルペニシリンプロカイン、アンピシリン、クロラムフェニコールなど	
	血液製剤類	乾燥犬プラスマなど	
	ワクチン類	牛サルモネラ症2価不活化ワクチン、豚丹毒生ワクチンなど	
	毒素及びトキソイド類	バスタレラ・ムルトン皮膚壊死毒素など	
	抗毒素及び抗レプトスピラ血清類	破傷風抗毒素	
治療を主目的としない製剤(抗生物質製剤及びサルファ剤を除く)	生物学的診断用製剤類	アカハネ病検査用抗原、ツベルクリンなど	
	飼料に添加して用いる製剤	ビタミン製剤、ミネラル類製剤、アミノ酸類製剤など	
	殺菌消毒剤	グルタルアルデヒド、塩化ベンザルコニウム、酸化エチレンなど	
	防虫剤、殺虫剤	ペルメトリン、アレスリン、イミダクロプリドなど	
	殺鼠剤	プロマジオロンなど	
診断用試薬	抗イヌCRPヤギ抗体感作ラテックス、ニトロプルシドナトリウムニ水和物など		

\* 上記分類(種類区分)は、日本標準商品分類番号一覧に準じて分類したものである。